

資料 8

(農林水産省提出資料)

農林水産省における知的財産戦略 の対応方向について

平成19年2月

農林水産省
農林水産技術会議事務局

農林水産業・食品産業における知的財産の創造・保護・活用

植物新品種や家畜遺伝資源、先端的な研究開発の成果、産地ブランド、経営のノウハウなどの知的財産を積極的に活用する体制づくりを推進。

我が国農林水産物の国際競争力の強化

知的財産の 創造の促進

- ゲノム研究やナノテク研究等新たな知的財産の創出につながる先端的な研究開発を強化
- 国内・国外における特許申請の支援等、権利化を促進
- 研究開発を加速化するデータベースや情報システムの構築

知的財産の 保護の強化

- 品種登録の迅速化
- DNA品種識別技術の開発
- 品種保護Gメンの活動強化
- 和牛遺伝資源の保護
- アジア諸国への知的財産権保護制度の整備・強化を働きかけ

知的財産の 活用の推進

- 知的財産を活用した新需要・新産業の創出
- 地域団体商標等を活用した地域ブランドの確立

人材の育成、意識の向上

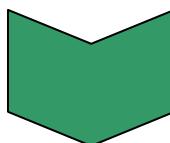
- データベースや情報システムの構築
- 人材バンクのネットワーク化
- 広報活動の強化

1. 農林水産省知的財産戦略本部の設置

～知的財産の積極的な活用による「攻めの農林水産業」の展開～

知的財産の積極的・戦略的な活用は、国際競争力の強化や収益性の向上等、「攻めの農林水産業」の展開に向けた重要な政策課題と考えられることから、平成18年2月、農林水産省内に「農林水産省知的財産戦略本部」を設置し、知的財産に関する施策を強力に推進しているところ。

また、同年6月に開催された第2回農林水産省知的財産戦略本部において、今後重点的に取り組むべき事項を取りまとめた「農林水産省における知的財産戦略の対応方向」を策定。



平成18年7月には、大臣官房に「知的財産戦略チーム」を設置し、農林水産省内の統一的な推進体制を強化。

2. 農林水産省における知的財産戦略の対応方向

(平成18年6月)

(1) 植物新品種の育成者権の保護・活用

(2) 家畜の遺伝資源の保護・活用

(3) 地域ブランドの確立

(4) 特許等技術移転による新需要の創造

(5) 知的財産に関する普及啓発、人材育成

(6) 推進体制の整備

(1) 植物新品種の育成者権の保護・活用

平成22年度までに年間出願件数2000件を突破(17年度は1385件)、
20年度までに審査期間を2.5年に短縮(17年度3.2年)を目指。

権利侵害対策の強化を図るため、民間育成品種や加工品、きのこ類、水産物等を含むDNA品種識別技術の開発促進、品種保護Gメンの増員等。

「植物新品種の保護の強化及び活用の促進に関する検討会」において、権利侵害対策の強化や海外での権利取得の促進方策など、新品種の保護活用の一層の強化のための総合的な戦略をとりまとめ。



今通常国会において「種苗法」を改正し、
農業者や流通業者等が登録品種であることを知らずに意図せぬ
侵害を防ぐため、登録品種である旨の表示を努力義務化
輸出入業者等による故意の侵害を抑制するために罰則の強化
等の措置を講ずることとしている。

(2) 家畜の遺伝資源の保護・活用

「家畜の遺伝資源の保護に関する検討会」において、和牛の遺伝資源の保護・活用の方策について検討を行い、平成18年8月に「中間取りまとめ」を策定。

【中間取りまとめのポイント】

知的財産制度の活用としての和牛遺伝子特許の戦略的取得と活用の促進

和牛精液の流通管理の徹底

和牛表示の厳格化

和牛の改良・生産体制の強化等



「中間取りまとめ」の具体化を図るため、和牛の遺伝子解析等の研究開発、精液流通管理体制の整備等を図るとともに、「食肉の表示に関する検討会」等において「和牛」表示の厳格化について検討(本年度中を目標に結論)。

(3) 地域ブランドの確立

知的財産制度を普及啓発するため、セミナー等の開催、知的財産の活用事例やビジネスモデルの提示。

各種事業や普及組織等によりハード・ソフト両面から地域の取組を支援。

地域団体商標の活用

商標法の改正によって、平成18年4月1日より、地域団体商標制度が施行され、地域団体商標登録の出願の受付がスタート。

地域団体商標制度とは、地域の名称及び商品(役務)の名称等からなる商標について、一定の範囲で周知となった場合には、事業協同組合や農業協同組合等の団体が、地域団体商標として登録することを認める制度。

【出願状況(10月26日現在)】

総出願件数 605件 (うち農林水産物・食品の出願件数 436件)

【登録査定状況(1月23日現在)】

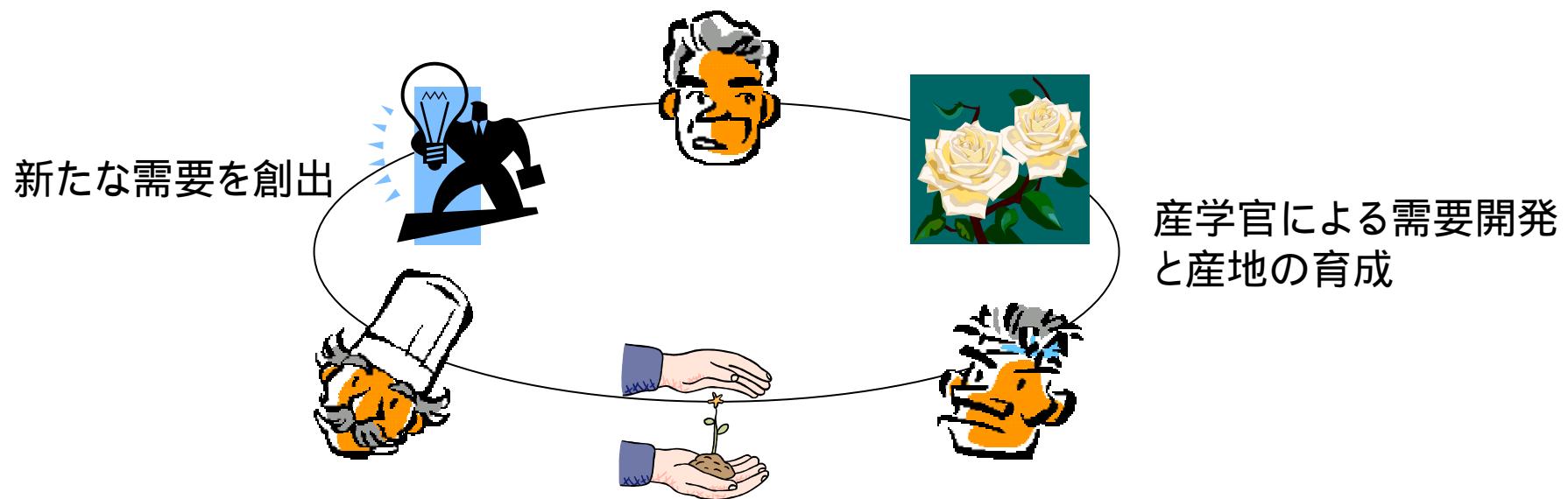
登録査定済件数 118件 (うち農林水産物・食品の出願件数 57件)

(4) 特許等技術移転による新需要の創造

新需要の創造に向けたゲノム研究等を促進し、機能性食品・新素材等の新たな需要開発と産地育成を推進。

農林水産省関係試験研究独立行政法人等において、食品の機能性解明や農林水産物の新品種の開発等、今後5年間で、特許出願900件以上、品種登録出願150件以上を目標。

産学官の連携の促進

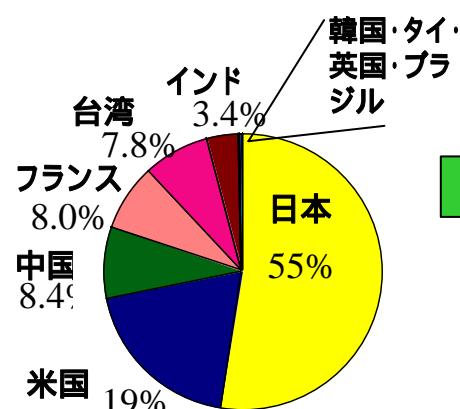


イネゲノム研究成果の戦略的な知的財産化の推進

食料生産、環境、物質生産など、将来の産業利用の姿を明確にし、その実現に向けて必要となる重要遺伝子を、戦略的、集中的に特許化。

遺伝子の利用に不可欠な基盤技術(遺伝子の働きを自在に調節する技術や遺伝子を特定の部位に導入する技術等)についても開発し特許化。

イネゲノム全塩基配列
の完全解読を達成
(平成16年12月)
解読遺伝子数を
約32,000個と推定。



約100件の
単離遺伝子等
関連特許を出願



重要遺伝子の
特許化
・知的財産の確保
をさらに推進

食料生産

超多収性作物 限界環境耐性作物

環境保全

CO₂超吸収(作物) 環境浄化作物

物質生産

新素材など各種バイオマス生産(作物)

●病気や害虫、劣悪な環境に強い農作物の開発



右側のイネは耐性
遺伝子を導入
いもち病菌に対する効果
いもちに 弱 → 強